答 弁 第 一 六 五 号平成二十六年五月二十七日受領

内閣衆質一八六第一六五号

平成二十六年五月二十七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する再質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する再質問に対

する答弁書

一について

防衛省の調査によれば、先の答弁書(平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一四〇号。以下 前回

答弁書」という。)三についてで述べた「不適切な文書管理」、「アンケート原本に関する情報公開請求

に対する不適切な対応」及び「アンケート原本の存在を認識した担当者による報告の遅延」は、 指示に基

づきなされたものではなく、 関係職員において、 行政文書の管理を適正に行うために必要な法令に関する

知識が不足していたこと、 情報公開業務の重要性に対する認識が十分でなかったことなどの理由により生

じたものであることが明らかになっている。

一について

御指摘の点も含め、 防衛省において、関係者の責任等について調査を行っているところであり、現時点

でお尋ねにお答えすることは困難である。

三について

\_

前回答弁書四及び五についてで述べたとおり、防衛省としては、 現在、 関係者に対し、様々な角度から

調査を実施しているところであり、いずれのお尋ねについても、 現時点でお答えすることは困難である。

## 四について

先の質問主意書(平成二十六年四月二十四日提出質問第一四〇号)及び前回答弁書の内容については、

河野克俊海上幕僚長は承知していた。

## 五及び六について

三等海佐の処分については、 様々な角度から調査を実施してきたが、前回答弁書を内閣として決定した

平成二十六年五月十三日の閣議後に三等海佐に対する調査が終了したことから、河野克俊海上幕僚長は同

日の会見において、 記者からの質問に応じ、三等海佐を処分する考えはない旨答えたものである。